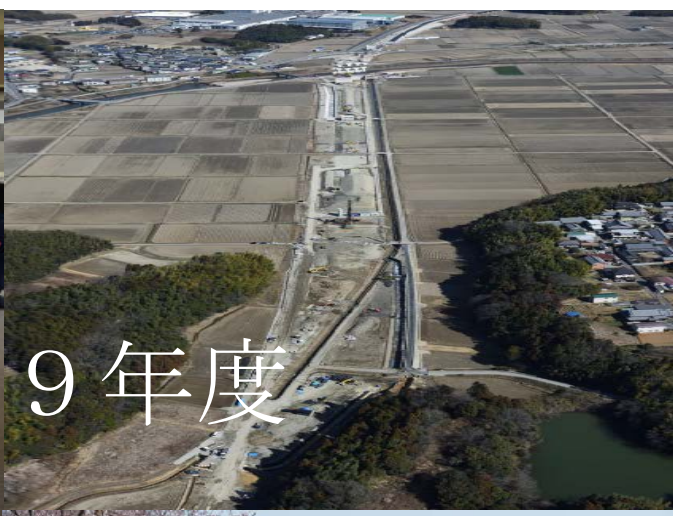




平成29年度

事業概要

平成29年4月

国土交通省 中部地方整備局
三重河川国道事務所



地域の明日へ、地域とともに。

1. 事務所の概要

1. 1 所管

三重河川国道事務所は、三重県内北・中部の河川4水系、道路4路線を所管しています。

(1) 河川事業 (P.3～)

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川の河川改修、維持修繕、河川管理及び洪水予報・水防警報業務

(2) 道路事業 (P.16～)

国道23号の改築と国道1号、23号、25号、258号の維持修繕、交通安全対策、共同溝整備及び電線共同溝整備並びに道路管理

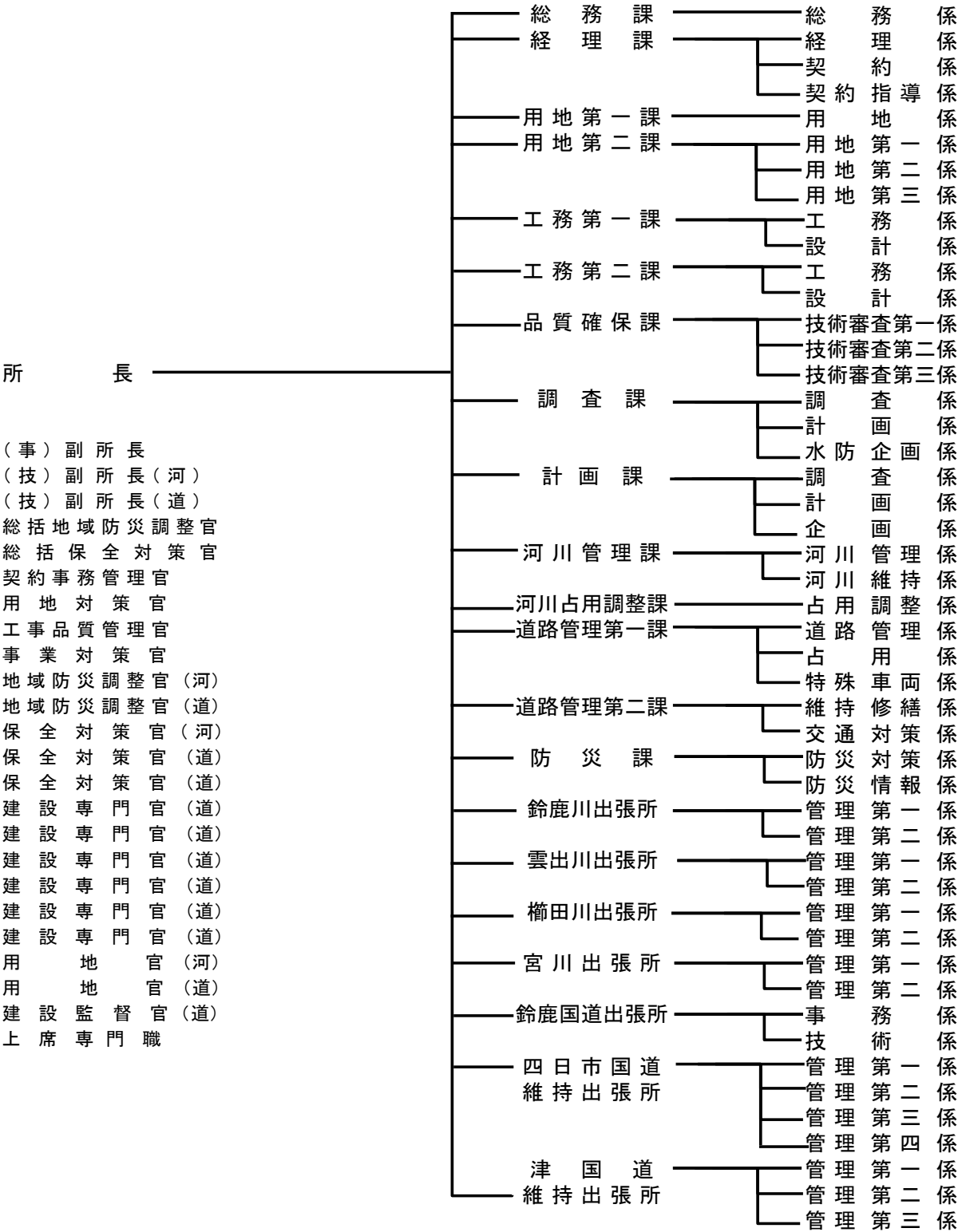
(3) 防災対策 (P.32～)

地域防災力向上に向けた取組



1. 2組織

14課 7出張所



２．河川事業の概要

近年、局地的な大雨や集中豪雨による洪水氾濫、大規模地震などによる甚大な被害が全国で多発しており、三重県内でも平成 16 年 9 月に宮川沿川で甚大な浸水被害が発生したほか、平成 24 年 9 月には鈴鹿川沿川で、平成 26 年 8 月には雲出川沿川で浸水被害が発生している状況です。

三重河川国道事務所では、一級水系の鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川において、このような水災害に備え、被害を最小限に軽減するほか、河川環境の保全や水辺利用の促進を図ることにより、地域の安全・安心を確保し、地域経済を支えることとしています。

そのため、各水系の河川整備計画（9 頁参照）、水防災意識社会再構築ビジョン（12 頁参照）等に基づいて、

- 河川改修：洪水氾濫を未然に防ぐため、或いは堤防から越水等をした場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすための、堤防・護岸の整備や河道掘削等、
 - 環境整備：自然再生や水辺利用のための、魚道改良や高水敷・護岸整備等、
 - 河川管理：堤防等の河川管理施設の機能を適切に維持するための巡視・点検や、河川法に基づく許認可、安全利用のための取組等、
 - 河川調査：河川の計画・管理等のための降水量・水位・流量の観測や、それらに基づく洪水予報・水防警報、適正な水質管理のための水質調査等
- など、ハード・ソフト両面の取組を行っています。

[事業費内訳表]

(単位：百万円)

河川名	事業種別	H28 事業費	(H28 補正)	H29 事業費	備考
鈴鹿川	一般河川改修	706.0	585.0	701.0	
雲出川	一般河川改修	787.0	285.0	731.0	
櫛田川	一般河川改修	189.0	229.0	180.0	
宮 川	一般河川改修	509.0	135.0	474.0	
鈴鹿川	河川工作物関連応急対策事業費	30.1	－	49.0	
櫛田川	河川工作物関連応急対策事業費	－	－	8.0	
櫛田川	総合水系環境整備事業	54.2	－	30.9	
宮 川	総合水系環境整備事業	63.2	56.0	36.0	
鈴鹿川	河川災害復旧事業	－	105.5	123.8	平成 28 年 台風 16 号
	計	2,338.5	1,395.5	2,333.7	

業務取扱費を除く

2. 1 鈴 鹿 川

鈴鹿川は、昭和 42 年 5 月に一級河川として指定され、このうち本支川（鈴鹿川 28.5km、鈴鹿川派川 4.0km、内部川 6.8km、安楽川 1.9km）の直轄管理区間（計 41.2km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



派川左岸高潮地区

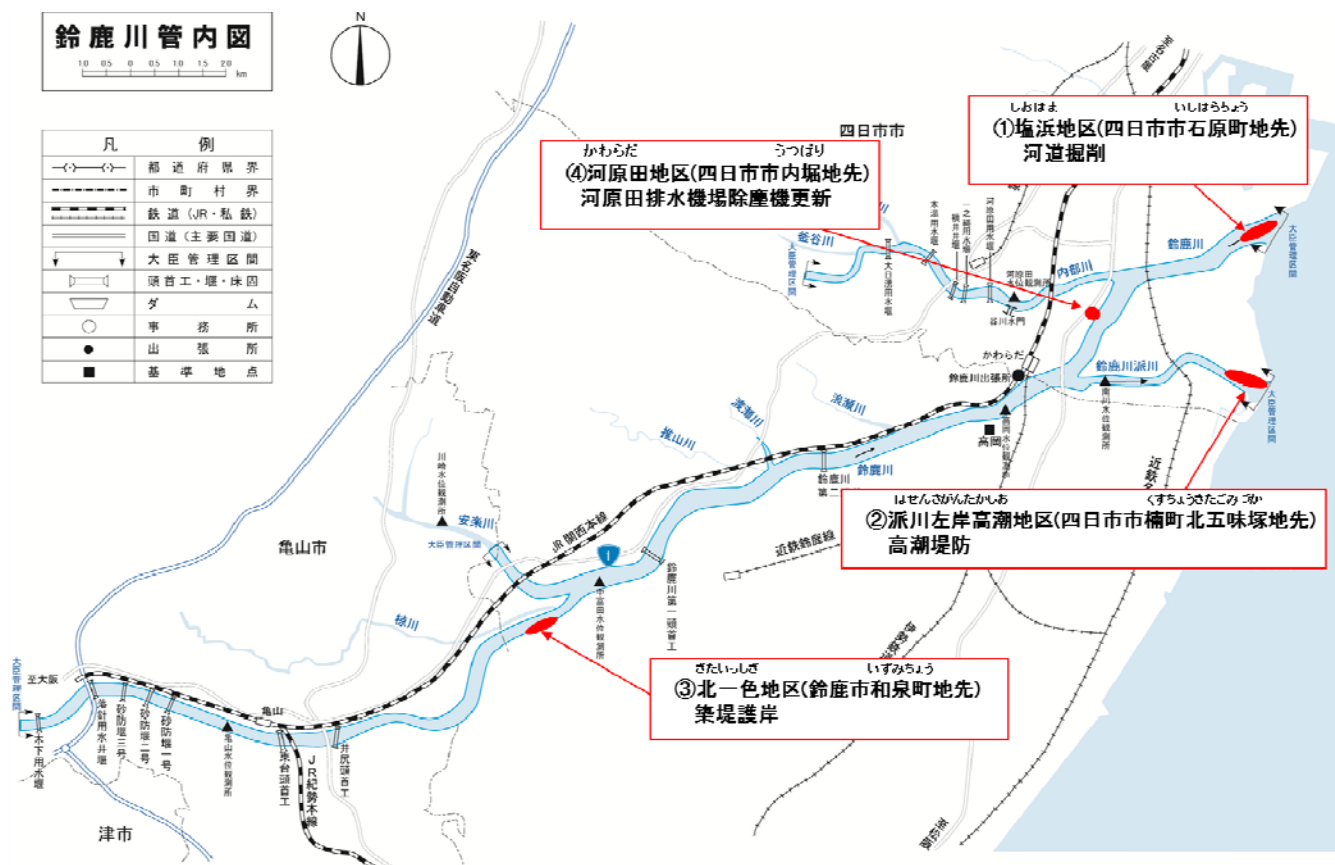
(1) 平成 29 年度の主な事業内容

1) 鈴鹿川の河川改修

- 鈴鹿川河口部において、整備計画対象流量に必要な河道断面が不足しているため、河道掘削を実施します（下図①）。
- 鈴鹿川派川左岸高潮地区において、高さ及び断面が不足し、かつ築後 50 年を経過し老朽化の著しい高潮堤防整備を継続実施します（下図②）。
- 鈴鹿川北一色地区において、整備計画目標流量を安全に流下させるために必要な堤防断面（高及び幅）を確保するため、築堤整備を実施します（下図③）。

2) 鈴鹿川の維持・管理

- 鈴鹿川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの阻害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。また、堤防の除草を行うことにより異常の有無を確認し、適正な維持管理を行います。
- 鈴鹿川河原田地区において、応急対策事業として河原田排水機場の除塵機の更新を実施します（下図④）。



2. 2 雲 出 川

雲出川は、昭和 41 年 3 月に一級河川として指定され、このうち本支川（雲出川 16.2km、雲出古川2.5km、中村川 5.1km、波瀬川4.7km）の直轄管理区間（計 28.5km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



古川左岸高潮地区

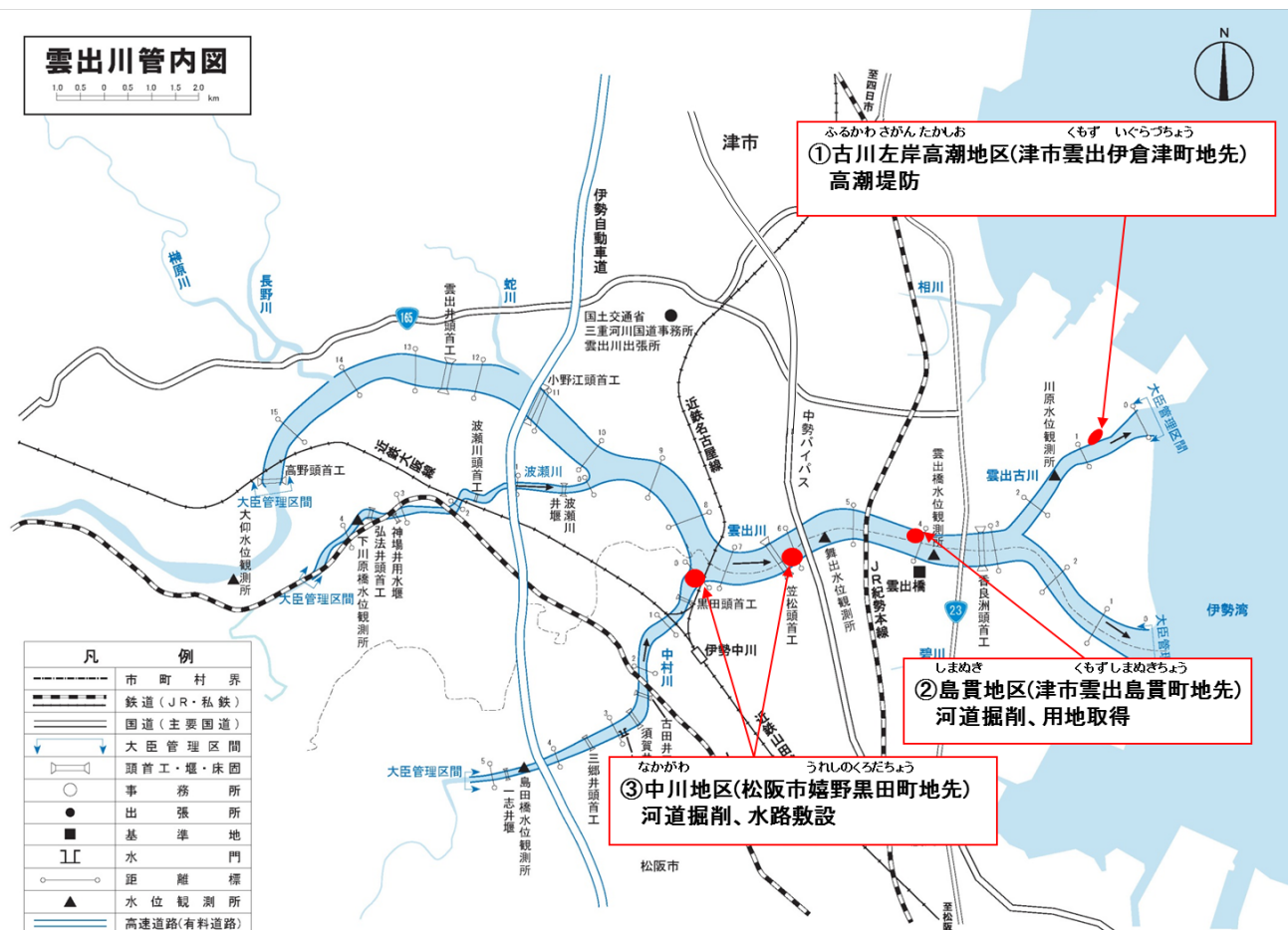
(1) 平成 29 年度の主な事業内容

1) 雲出川の河川改修

- 雲出古川左岸河口部において、高さ及び断面が不足し、かつ築後 50 年を経過し老朽化が著しい高潮堤防の整備を継続実施します（下図①）。
- 雲出川島貫地区において、整備計画対象流量に必要な河道断面が不足しているため、河道掘削（高水敷の盤下げ）を継続実施します（下図②）。
- 中村川中川地区において、今後整備計画対象流量の流下に支障となる横断工作物の撤去に先立ち、雲出川本川に代替施設となる取水樋管の改築及び河道掘削を継続実施します（下図③）。

2) 雲出川の維持・管理

- 雲出川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの障害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。また、堤防の除草を行うことにより異常の有無を確認し、適正な維持管理を行います。



2. 3 櫛 田 川

櫛田川は、昭和 42 年 5 月に一級河川として指定され、このうち本支川（櫛田川 18.9km、佐奈川 5.4km、派川・祓川 0.1km）の直轄管理区間（計 24.4km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



(1) 平成 29 年度の主な事業内容

1) 櫛田川の河川改修

○清水地区において、整備計画対象流量を安全に流下させるために必要な堤防断面（高及び幅）を確保するため、築堤護岸整備を実施します（下図①）。

2) 櫛田川下流部での魚類等の遡上改善〔自然再生事業〕

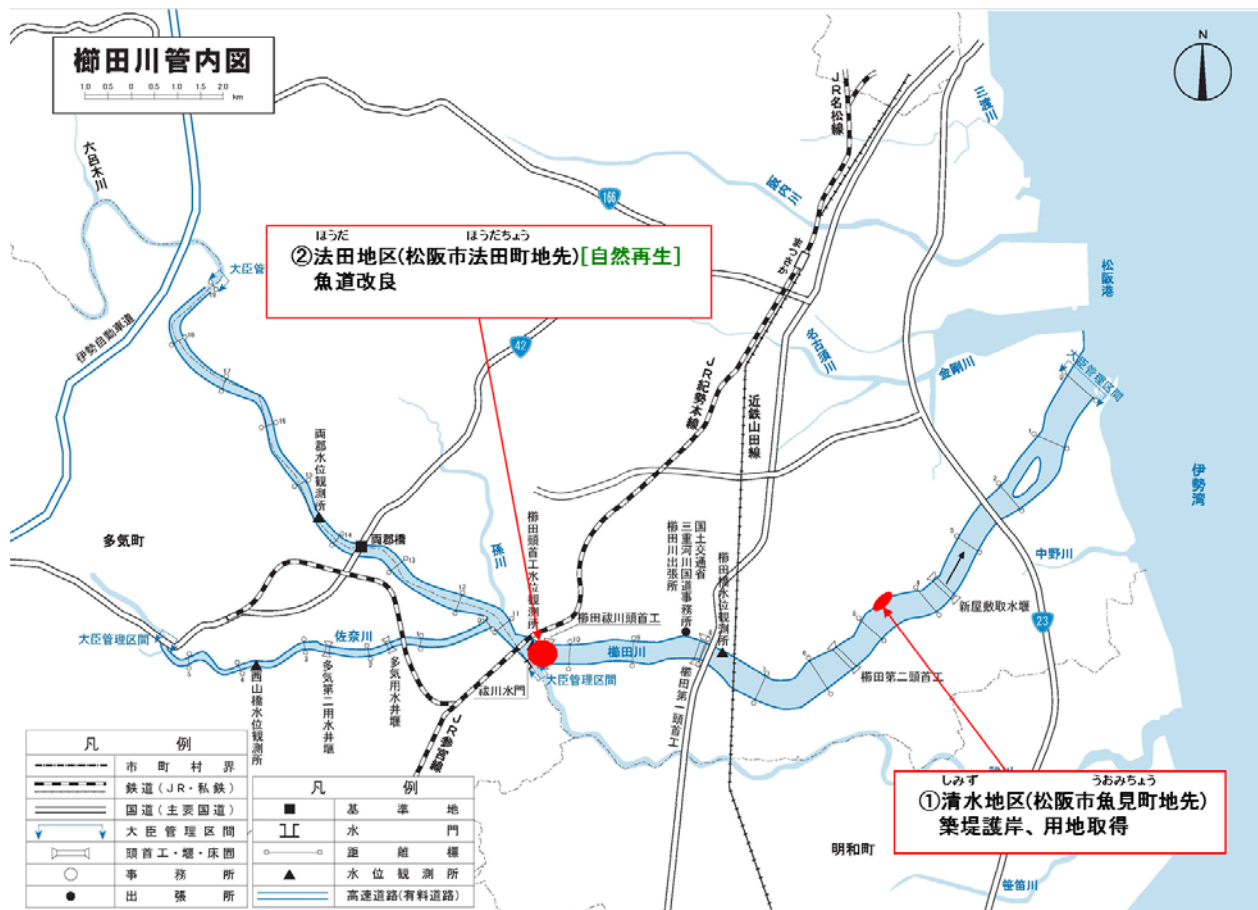
○櫛田可動堰での魚道改良（試験施工）及び遡上状況のモニタリングを実施します（下図②）。

3) 櫛田川の維持・管理

○櫛田川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの障害となる河道内樹木の伐採、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。

また、堤防の除草を行うことにより異常の有無を確認し、適正な維持管理を行います。

清水地区



2. 4 宮 川

宮川は、昭和 50 年 4 月に一級河川として指定され、このうち本支川（宮川 11.6km、大湊川 1.7km、五十鈴川 3.2km、勢田川 6.1km）の直轄管理区間（計 22.6km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



西豊浜地区

(1)平成 29 年度の主な事業内容

1) 宮川の河川改修

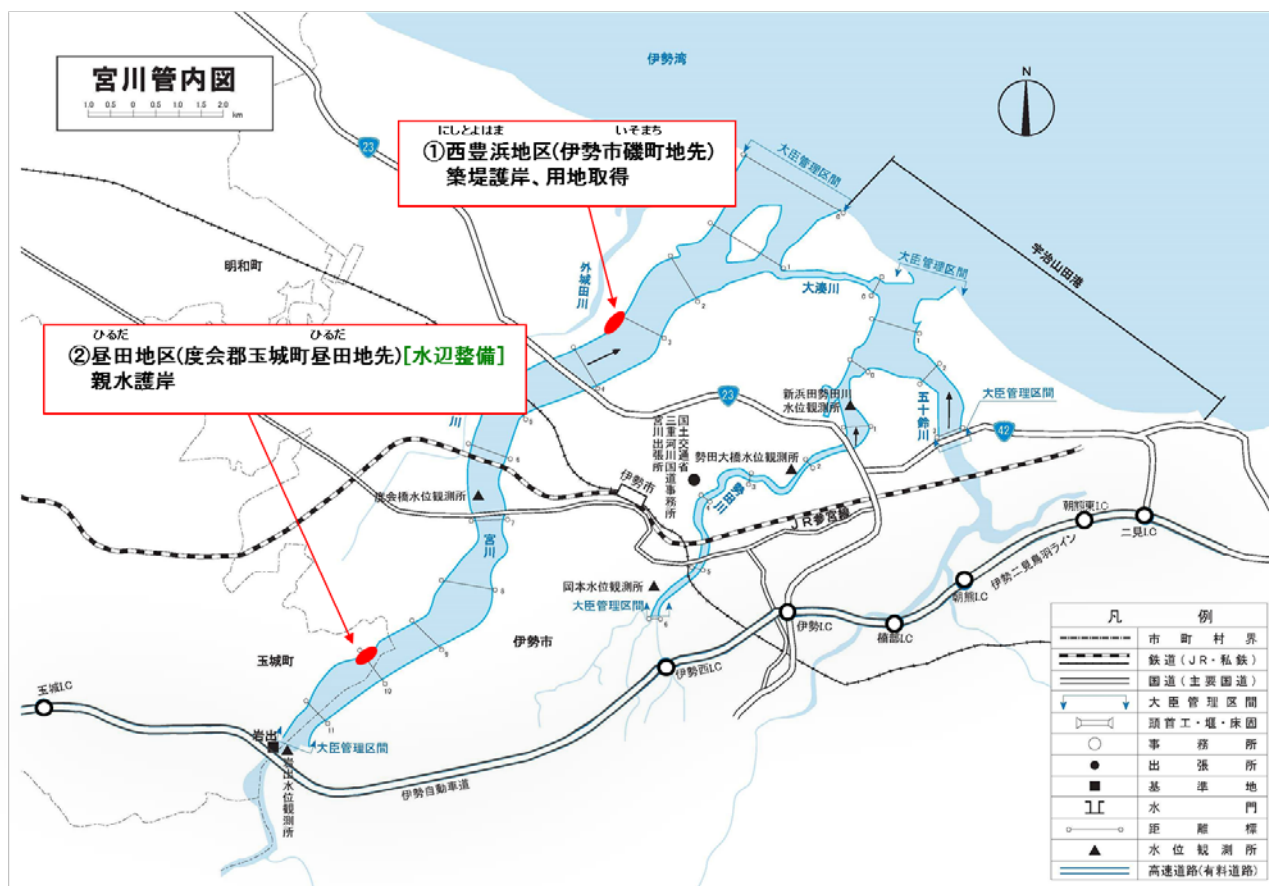
○西豊浜地区において、整備計画対象流量を安全に流下させるために必要な堤防幅を確保するため、堤防整備を継続実施します（下図①）。

2) 宮川上流部での環境・親水性の向上 [水辺整備事業]

○「水辺の^{がっこう}楽校プロジェクト」に登録された昼田地区において、親水性の向上を図り、河川利用の促進につながる護岸整備を継続実施します（下図②、次ページ（2）-1）参照）。

3) 宮川の維持・管理

○宮川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの阻害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。また、堤防の除草を行うことにより異常の有無を確認し、適正な維持管理を行います。

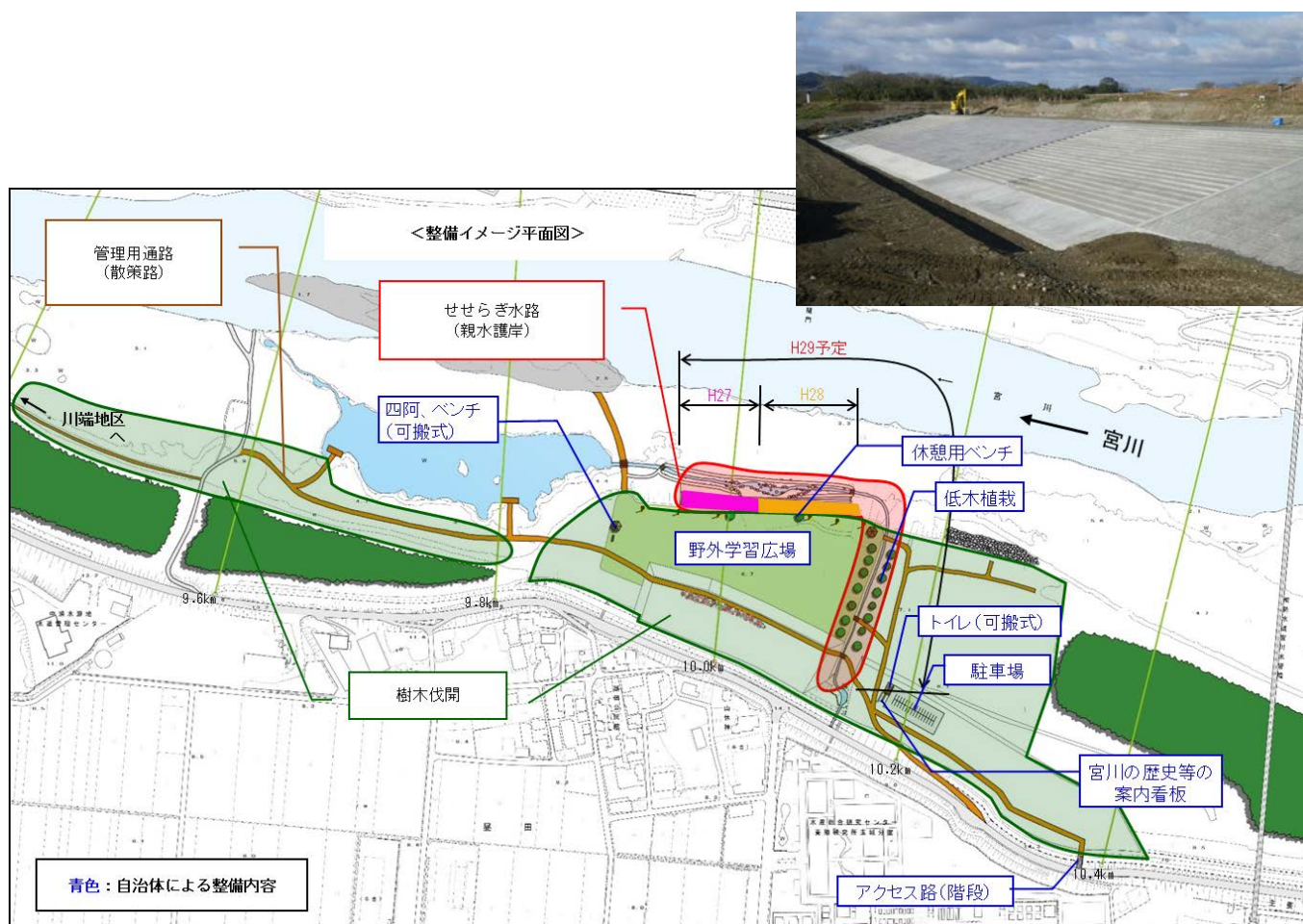


(2) 宮川の環境に配慮した整備事業について

1) 昼田地区水辺の楽校

当該地区では、宮川の自然を生かした空間利用を目的として、高水敷整備、管理用通路整備、親水護岸整備を実施します。

また、ベンチ、トイレ、駐車場等の整備について実施主体である玉城町と調整を図ります。



2. 5 河川調査

(1) 調査・計画

1) 河川の調査

鈴鹿川水系・雲出川水系・櫛田川水系・宮川水系において、河川の整備や維持管理、水防に必要な雨量や水位・流量観測を行うとともに、河川環境の保全のため、水質調査や自然環境調査（魚介類、動植物等）を行います。

2) 河川整備計画

平成 28 年 12 月 1 日に、鈴鹿川水系において今後概ね 30 年間における河川の工事や維持管理の内容を具体的に示した河川整備計画を策定したことにより、三重河川国道事務所管内の四水系全ての河川整備計画が策定されました。

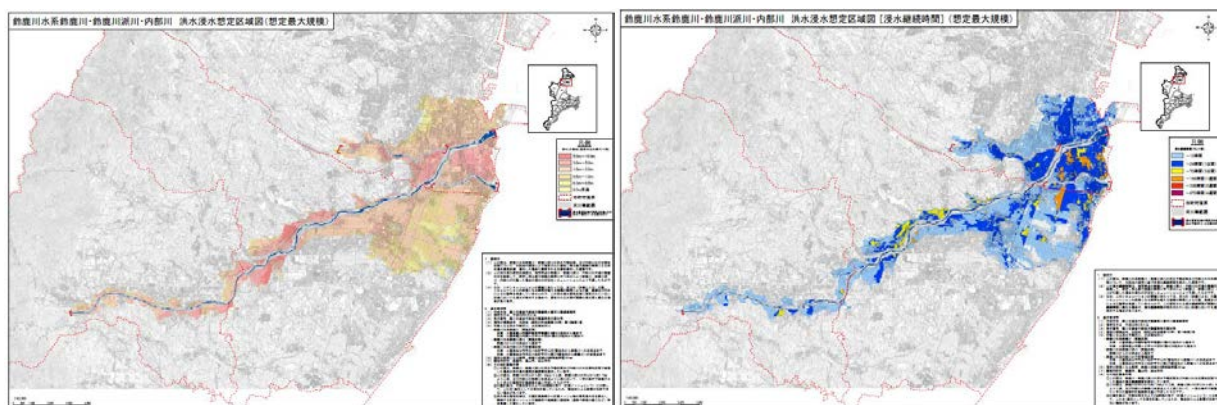
	河川整備基本方針	河川整備計画
鈴鹿川	平成 20 年 6 月 1 日策定	平成 28 年 12 月 1 日策定
雲出川	平成 18 年 9 月 1 日策定	平成 26 年 11 月 25 日策定
櫛田川	平成 15 年 10 月 2 日策定	平成 17 年 8 月 3 日策定
宮 川	平成 19 年 11 月 22 日策定	平成 27 年 11 月 16 日策定

3) 洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図ることを目的に、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として示したもので、水防法に基づき、管内四水系においては平成 21 年 6 月に公表したところです。

近年、全国的に計画規模を上回る降雨による水害が頻発していることから、平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を公表することとなりました。平成 28 年 5 月 31 日に鈴鹿川水系、12 月 15 日に雲出川・櫛田川・宮川水系の洪水浸水想定区域図を公表しました。

今後、洪水浸水想定区域を元に、市町においてハザードマップの更新が行われていきます。



鈴鹿川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)

鈴鹿川水系 洪水浸水想定区域図
浸水継続時間 (想定最大規模)

(2) 自然再生推進会議

櫛田川では、自然再生計画（平成 25 年策定）の目標 『櫛田川がつなぐ人と自然・文化』の達成に向け、回遊魚の遡上を促し、櫛田川における河川環境の連続性向上及び地域活性化に向けた取組を実施する事としています。

これを受け、地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関が情報共有、意見交換等を行い、連携して活動するため、平成 28 年 2 月 3 日に櫛田川自然再生推進会議を設立し、平成 28 年度には第 2 回櫛田川自然再生推進会議（平成 28 年 7 月 5 日）、個々の課題については技術専門部会（平成 28 年 11 月 30 日）、地域連携専門部会（平成 28 年 7 月 5 日、平成 29 年 2 月 8 日）を開催して関係機関での協議・調整を行い、新屋敷取水堰周辺で遡上改善のための河道整備等を実施しています。

平成 29 年度についても櫛田川での魚類の遡上環境調査を実施すると共に、櫛田川自然再生推進会議、技術専門部会、地域連携専門部会を開催し、引き続き地域と連携した櫛田川における自然再生及び地域連携の推進を図っていきます。



櫛田可動堰 試験施工
(平成 28 年 6 月)



第 2 回 櫛田川自然再生推進会議
(平成 28 年 7 月 5 日)



櫛田可動堰遡上調査(捕獲魚)
(平成 28 年 7 月 7～8 日)

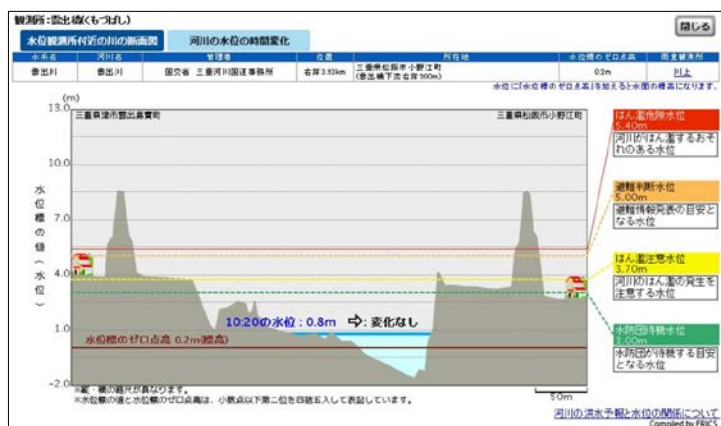


第 1 回 勉強会・見学会
(平成 28 年 7 月 12 日)

(3) 洪水予報・水防警報

洪水時には気象庁などの関係機関とともに、住民や水防団へ「洪水予報」「水防警報」を発信しています。

また、沿川の人々が河川の水位を把握しやすいように、橋脚に水位表示を行うとともに、リアルタイムでの水位情報やＣＣＴＶカメラ画像による河川の状況をホームページで公開しています。



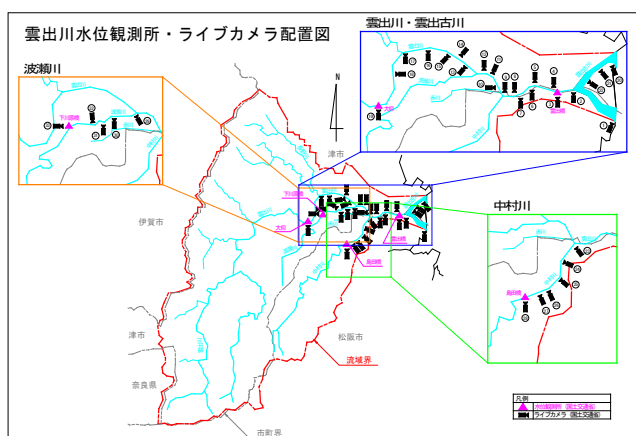
橋脚水位表示

(勸進橋(鈴鹿川 左岸 27.2k 付近))

水位情報(川の防災情報) <http://www.river.go.jp>



川の防災情報 スマホ版



雲出川右岸17.6k 津市一志町大仰 大仰水位・流量観測所

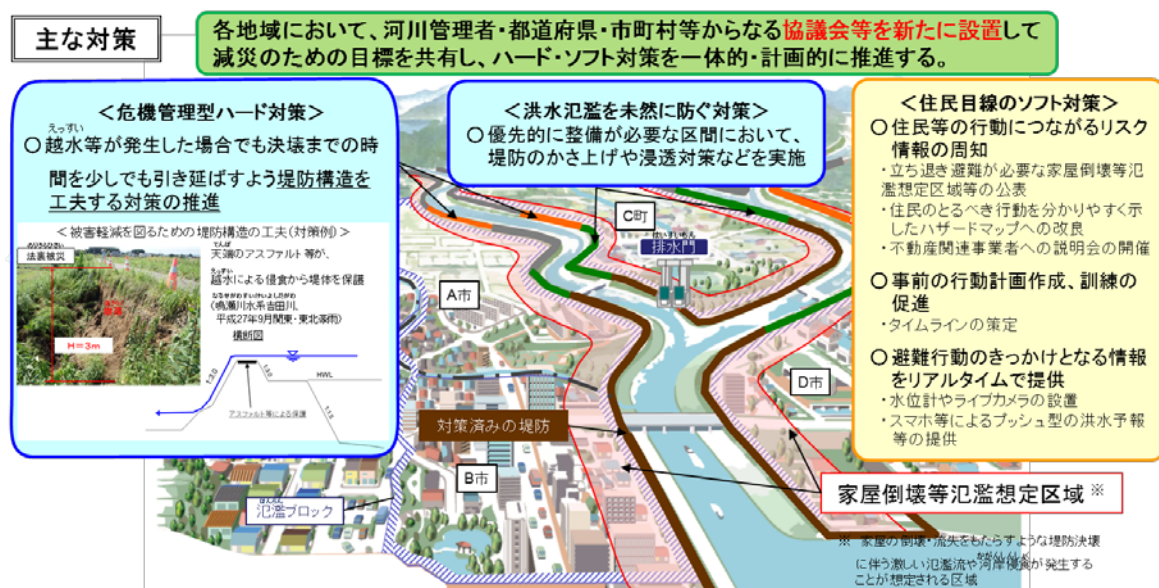
<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/live/river/index.html>

CCTV カメラ画像

(4) 水防災意識社会再構築ビジョン

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨を受けて、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える水防災意識社会の再構築を目的とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、県、市町等からなる協議会等を設置し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めることにしています。

三重河川国道事務所では、平成 28 年度に三重四川の各河川で災害対応連絡会を設置・開催しました。<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/conference/saigai/index.html>



第 1 回連絡会において、今後 5 年間での取組目標として大規模水害に対し「住民の防災意識の向上」「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指すことを確認し、第 2 回連絡会において各水系の減災に関わる取組方針を策定しました。

平成 29 年度からは取組方針に基づく取組とそのフォローアップを行い、関係機関と協力しながら計画的、継続的に水防災意識社会再構築に向けて取り組んでいきます。



三重四川災害対応連絡会
第 1 回 櫛田川委員会



三重四川災害対応連絡会
第 2 回 鈴鹿川委員会

2. 6 河川管理関係

(1) 河川巡視

1) 河川パトロール

日常的に河川区域を巡回し、区域内における異常や変化を把握しています。河川巡視の回数は、1週間に3回程度行っています。また、平常時巡視とは別に、不法投棄や不法工作物等の監視を目的とした目的別巡視を1週間に1回程度行っています。



タブレット端末を利用した河川巡視

2) 堤防徒歩点検

○目的

通常行っている河川巡視や堤防除草時における堤防状況確認と併せ、出水期前・台風期において職員主体による徒歩点検を実施することにより、堤防等の状況をより細かく把握して適切な河川管理をしています。

○時期

台風期前点検は7～8月頃、出水期前点検は12月頃に行います。

○確認内容

通常巡視においては車上からの確認を主としていますが、徒歩にて堤防を点検することにより、より詳細な状況を確認しています。確認した内容については、情報共有を図りつつ適切な河川管理に繋がっています。



堤防徒歩点検状況

3) 安全利用点検

○目的

河川内での水難事故防止を目的として、利用が多い河川の水際、堰及び公園などを職員等が点検します。

○時期

5月のゴールデンウィーク前に行います。

○確認内容

水際に河川の利用者が転倒しやすい崖等はないか、注意喚起の看板が倒れていないかなどを現場で点検します。



安全利用点検状況

4) 出水期前点検

○目的

出水期を向かえるにあたり、河川許可工作物の管理者と合同で、施設等の安全性を確認します。

○時期

出水期前の5月中旬頃に行います。

○確認内容

許可工作物が適切に機能しているかを確認します。



出水期前点検状況

(2)情報の提供

1) C C T Vカメラの情報提供について

出水時には、C C T Vカメラにより河川の状況を監視しているほか、津市、伊勢市、四日市市及び鈴鹿市と協定を締結し、C C T Vカメラ映像を提供しています。また、その他の三重四川(鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川)の沿川市町へはC C T Vカメラにより得た河川の状況を、必要に応じ電話等で情報提供しています。

2) ゴミマップの掲載について

河川や堤防付近にはゴミの不法投棄が多く見られ、これらは出水時には流出して堤防や橋などを傷つけたり、環境を悪化させる恐れのあるものです。三重河川国道事務所では、ゴミマップを作成し、特に不法投棄が多く見られる箇所においては重点的に巡視などを行い、不法投棄対策を行っています。ゴミマップは三重河川国道事務所ホームページに掲載されています。<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/garbage/index.html>

(3)水質事故対応

交通事故や機械の故障、人為的ミスなどにより河川に油や化学物質が流入することがあります。これらの物質は河川から取水している水道、工業用水、農業用水などの取水を困難にさせるほか、河川の水質、生態系への影響も懸念されます。事故が発生したときは、流入箇所の河川や水路管理者とともに迅速な対応と情報提供を行います。



水質事故対応（交通事故による油流出）

(4)水難事故対応

河川敷地利用者が安全に利用できるよう、河川と流域の特徴を整理し、河川情報の入手方法・河川敷地利用に関する啓発をはかり安全な河川敷地利用に努めています。

重大な水難事故等発生時には各関係機関相互で連絡し対応していくことを目的として、各水系で安全な河川敷地利用連絡協議会を開催しています。水難事故の未然防止や、事故発生時の情報共有等について、警察、消防、県、関係市町、漁業協同組合等の代表者が集まり協議しています。



事故防止を啓発する看板（櫛田川）

(5)渇水調整

降水量が少ないと河川の流量も減少していきます。ダムによる補給も行われていますが、それも限界があります。河川からの取水ができなくなると、市民生活、企業活動、農業などに大きな影響があります。そのため調整が必要なときは、河川管理者が各利水者間の調整を図り、節水や取水制限などについて話し合います。近年では平成 25 年に宮川、櫛田川で渇水調整協議会を開催し、取水制限を実施しました。

(6) 河川愛護

河川愛護思想の啓発、河川の監視のため三重河川国道事務所では 16 人の一般市民に河川愛護モニターとして活動していただいています。

また、毎年 10 月頃には「川と海のクリーン大作戦」を呼びかけ、平成 28 年度は三重河川国道事務所管内において、2,800 人以上が清掃活動に参加しました。



川と海のクリーン大作戦における清掃活動

(7) 不法占用・不法行為対策

勢田川などの河口部では、河川法の占用許可を受けずに係留されている船舶が多数存在しています。

これらの船舶は、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害等、様々な面で河川管理上の問題を引き起こすおそれがあります。

そこで、平成 21 年に地域住民の代表者や漁業関係者、行政が中心となり「勢田川等水面利用対策協議会」を設立し、係留場所の確保や不法係留船の撤去等について協議しています。

協議会設立時に約 1,000 隻あった不法係留船は、様々な取組により、約 520 隻（平成 27 年 2 月時点）になりましたが、更なる対策が必要であり、平成 27 年 2 月の協議会では、「5 年で解決」「不法係留船ゼロ」を目標とすることを決定しました。

この目標を達成するため、平成 28 年度は係留施設の管理者を公募手続き等により決定し、不法係留船は約 310 隻（平成 28 年 11 月時点）となりました。

平成 29 年度は、船舶所有者への是正指導・所有者不明船の撤去を実施するとともに、昨年に引き続き係留施設の管理者を公募手続き等により決定します。



平成 21 年の状況



平成 27 年の状況



簡易代執行の状況

H23 年 8 月撮影 伊勢市田尻町地先

所有者不明船の簡易代執行、民間マリーナの占用許可、護岸工事など

今一色漁港区の占用許可など

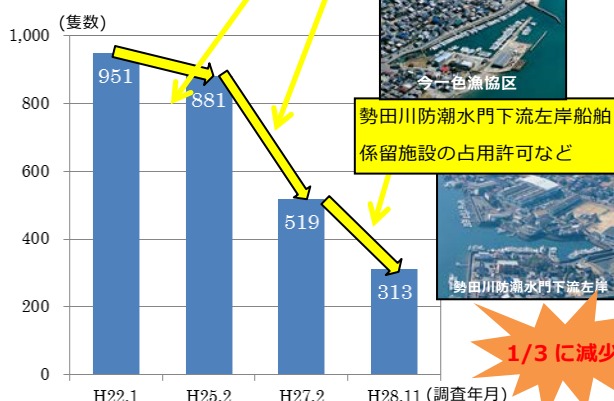


今一色漁港区

勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設の占用許可など



勢田川防潮水門下流左岸



協議会設立後の不法係留船舶数の推移

I 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----

- ・現状施設の活用（占用主体は公募による）
- ・民間マリーナの拡張
- ・新規施設の設置

II 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----

是正指導

周知・啓発
↓
警告書送付、看板設置
↓
指示書の交付

強制撤去

監督処分
↓
行政代執行

「5 年で解決」のロードマップ

3. 道路事業の概要

名古屋、大阪の両大都市圏にまたがる三重は、東西文化の交わる場所に位置し、魅力的な文化資産や観光資源を有しています。

また、輸送機械や精密部品等の製造業を中心に、高い技術力を誇る企業が多く存在します。

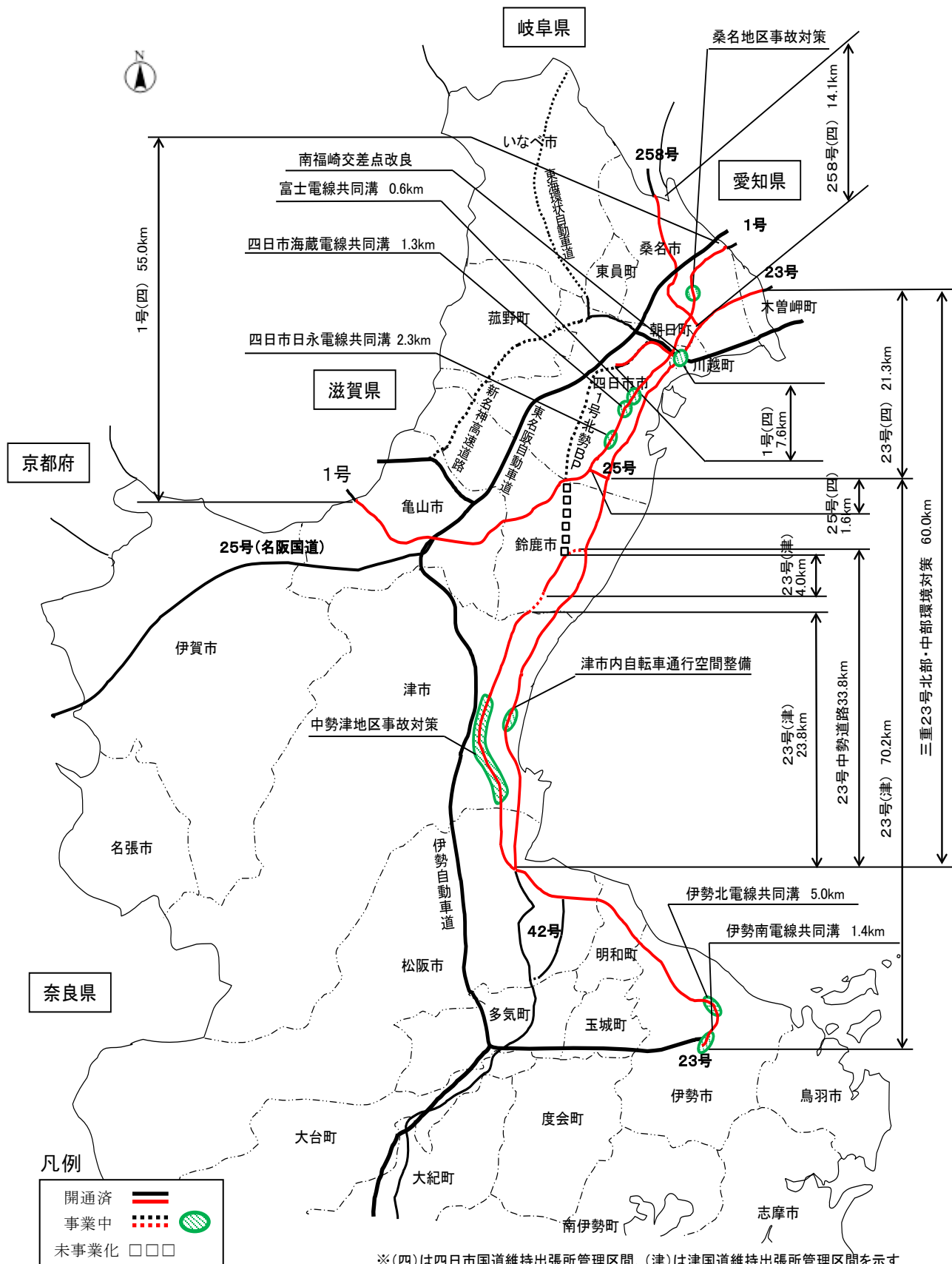
三重河川国道事務所は、三重県がより良い地域となるよう、地域の支援や産業を下支えする、道路の整備・管理に取り組み、「23号中勢道路」の整備により地域の活力を高めるとともに、「1号・23号交差点改良等」により交通の安全性を確保し、「1号・23号電線共同溝」「23号北部・中部環境対策」などにより質の高い生活環境の創造を実現するため、各事業を推進します。

[事業費内訳表]

(単位：百万円)

工種	路線名	市町村名	事業名	H28 事業費	H29 事業費	備考 (H29)
改築	23	鈴鹿市～松阪市	中勢道路	4,223	5,200	
改築	23	木曽岬町～松阪市	三重23号 北部・中部環境対策	100	100	
交通安全	1	桑名市	三重1号交差点改良等	291	78	桑名地区事故対策 78
交通安全	23	四日市市 津市	三重23号交差点改良等	183	297	南福崎交差点改良 60 中勢津地区事故対策 147 津市内自転車通行空間整備 90
電線 共同溝	23	伊勢市	三重23号電線共同溝	350	260	伊勢北電線共同溝 240 伊勢南電線共同溝 20
電線 共同溝	1	四日市市	三重1号電線共同溝	70	250	富士電線共同溝 45 四日市海蔵電線共同溝 45 四日市日永電線共同溝 160
計				5,217	6,185	

平成29年度 道路事業内容



3. 1 改築関係

(1) 改築

1) 23号中勢道路

一般国道23号中勢道路は、現道23号の三重県鈴鹿市北玉垣町から三重県松阪市小津町間の交通渋滞の緩和、交通安全の確保、「中勢北部サイエンスシティ」等の地域開発の支援、ならびに災害時の代替路機能の確保を目的とする道路です。

①事業の必要性＜渋滞・事故＞

- 中勢地域には主要渋滞箇所が50箇所（県内の約4割）
- 渋滞損失時間は3,572万人時間／年（県内約4割）
うち国道23号の渋滞損失時間は708万人時間／年
- 中勢地域は人口当たり交通事故死者数が多く、全国平均を上回る（全国267都市中）

●中勢地域の渋滞損失時間は県内の約4割

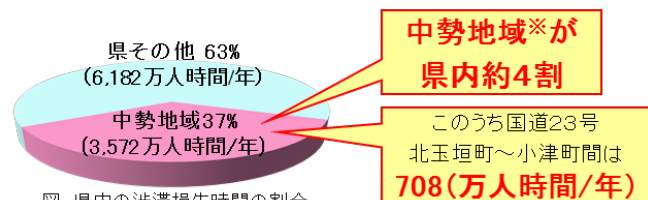


図 県内の渋滞損失時間の割合

出典：速度(民間プロブデータH27.4-H28.3)
交通量(H22道路交通センサス)

※：鈴鹿市、津市、松阪市

●全国平均を上回る事故死者数

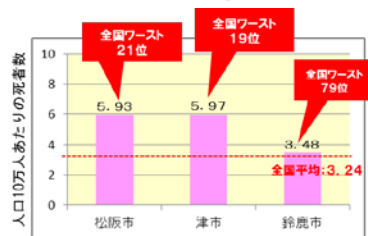
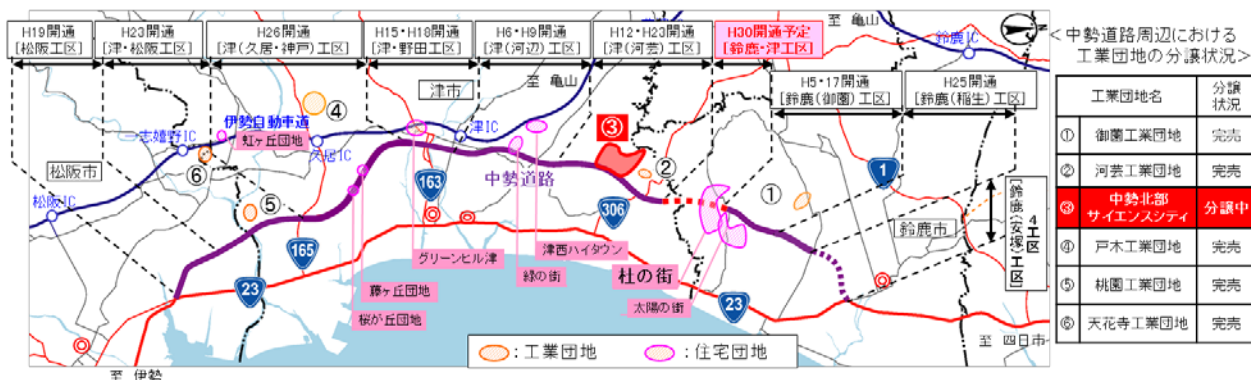


図 人口10万人あたりの事故死者数(中勢地域)

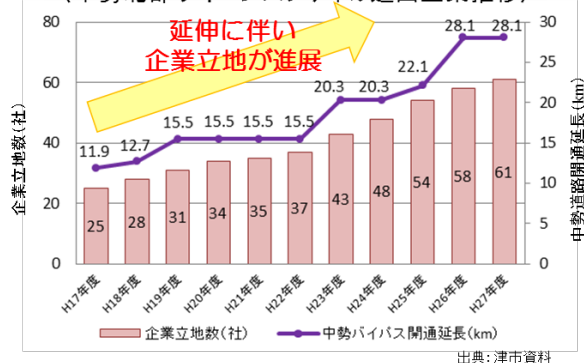
出典：【各市の値】三重県警部「三重の交通事故」<平成28年12月末> 【平均値】三重県警部「三重の交通事故統計(平成27年度)」<平成27年>

②事業の必要性＜地域支援＞

- 中勢道路の整備により工業団地、住宅団地等の民間開発を支援し、地域活性化に貢献
- 10年間で企業立地が約2.4倍(中勢北部サイエンスシティ)、世帯数が約2倍(杜の街)に増加

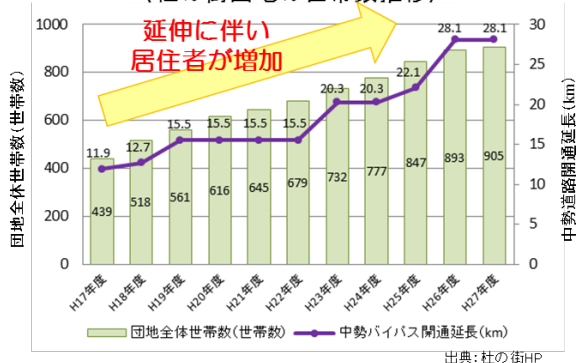


＜中勢北部サイエンスシティの進出企業推移＞



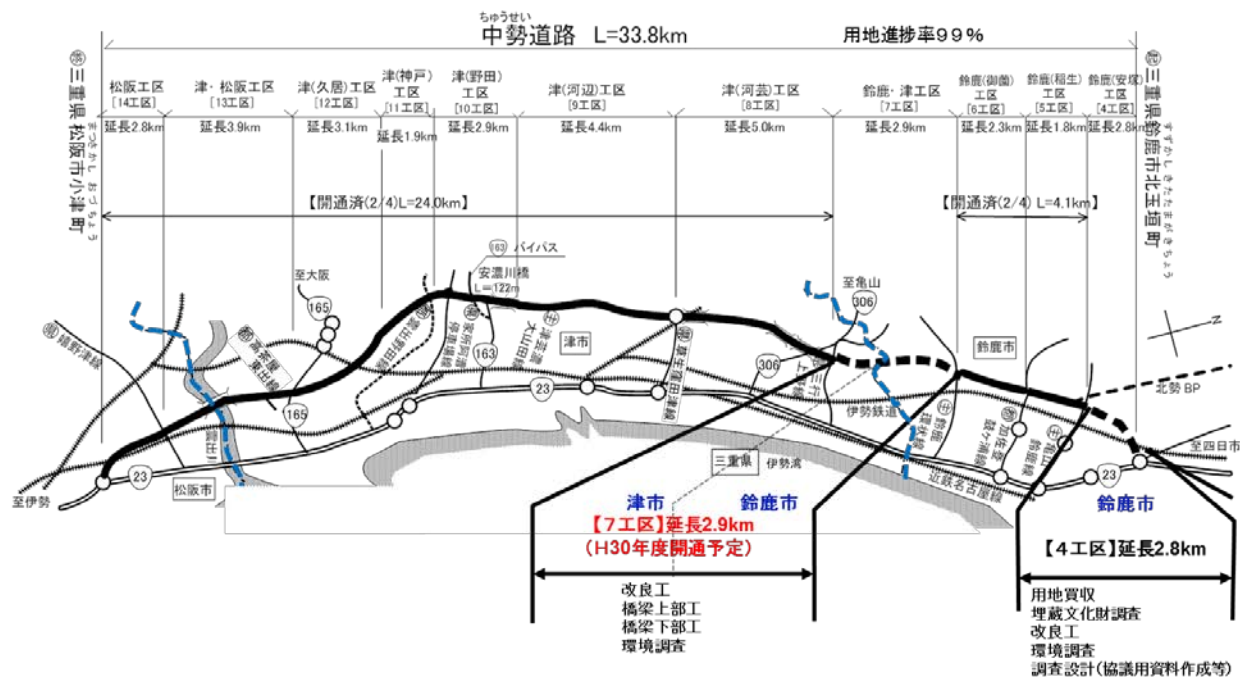
出典：津市資料

＜杜の街団地の世帯数推移＞



出典：杜の街HP

2) 平成 29 年度 中勢道路事業内容



国道 23 号 中勢道路 (7 工区)



起点部 (鈴鹿市御菌町)



終点部 (津市河芸町三行)



国道 23 号 中勢道路 (4 工区)



区間	事業進捗状況	備考
7 工区 鈴鹿市御菌町 ～ 津市河芸町三行	【用地】H22年度より用地買収に着手し、H27年度に買収完了 【工事】H24年度より工事に着手し、引き続き橋梁下部工事、橋梁上部工事及び道路改良工事を実施。	H30年度暫定2車線 開通予定 延長2.9km
4 工区 鈴鹿市北玉垣町 ～ 鈴鹿市野町	【用地】H19年度より用地買収に着手し、今年度も引き続き推進 【工事】H27年度より道路改良工事に一部着手	

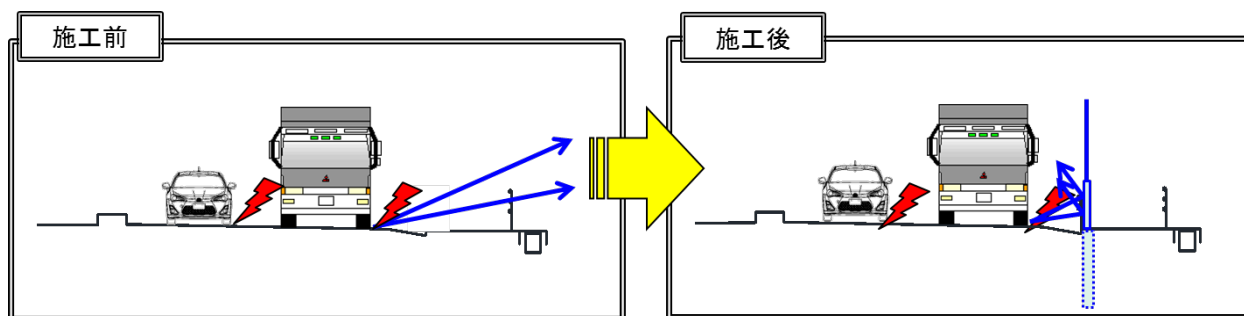
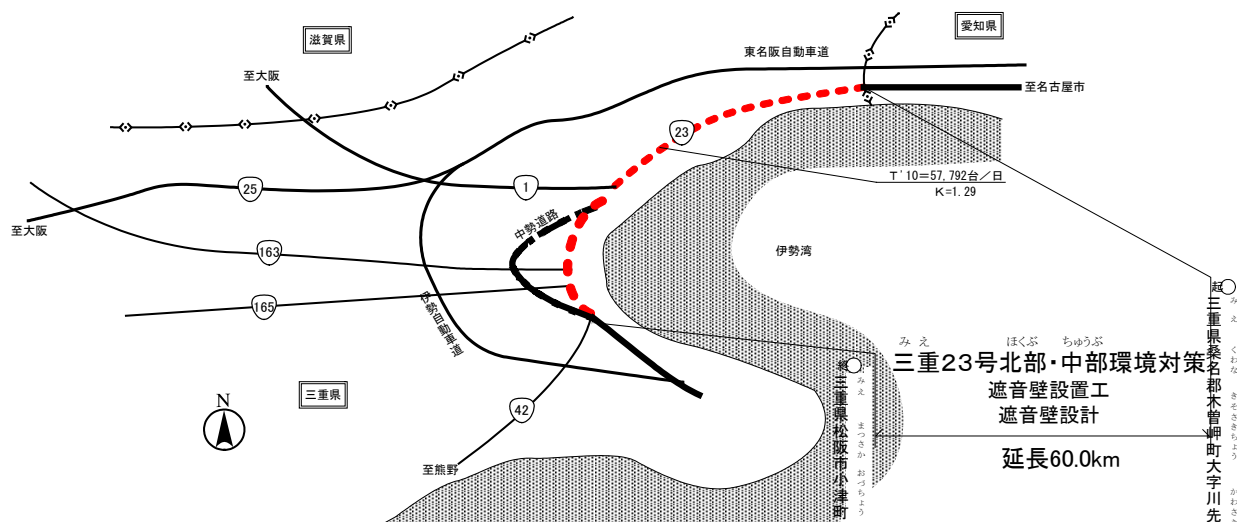
3) 三重 23 号北部・中部環境対策

三重 23 号北部・中部環境対策は、現道 23 号の愛知県境から松阪市小津町間において騒音の環境基準超過区間の解消を目的として計画された環境整備事業です。

平成 29 年度は、以下のとおり事業を推進します。

○三重県桑名郡郡木曾岬町大字川先～三重県松阪市小津町(延長 60.0km)

・遮音壁設置工, 遮音壁設計



遮音壁設置工 イメージ図



国道 23 号 四日市市内

3. 2 交通安全関係

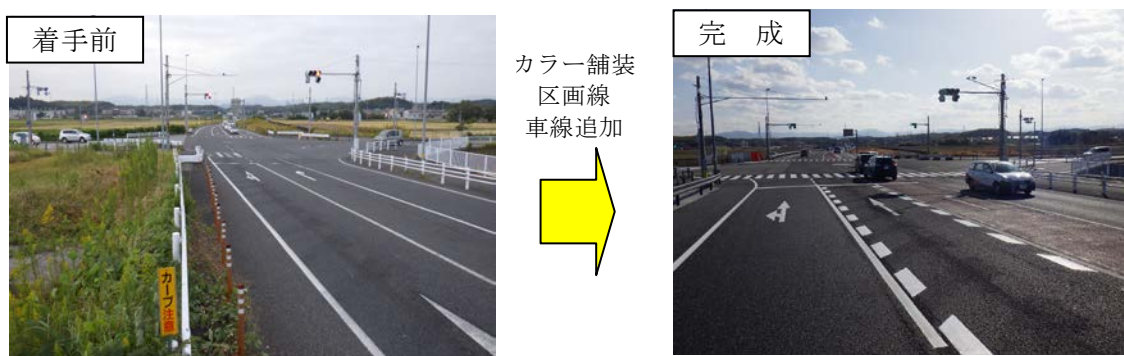
(1) 交通安全対策

1) 一種事業

三重県事故ゼロプランに基づき、交通挙動分析や現地点検等により、的確な評価分析を行い、重点的に事故対策を進めます。

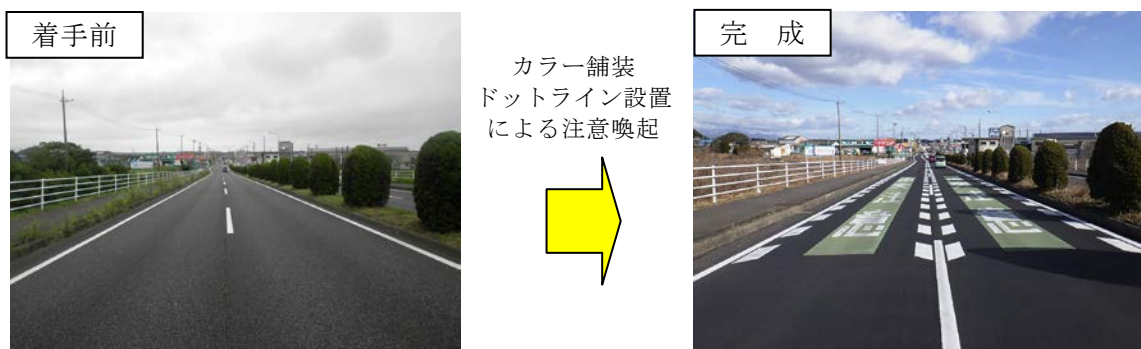
川越町内の 23 号南福崎交差点改良に新規事業着手し、昨年度に引き続き 1 号桑名地区事故対策と 23 号中勢道路の事故対策（中勢津地区事故対策）及び津市内自転車通行空間整備を行います。

〔23 号中勢道路の事故対策（南河路交差点）〕



2) 二種事業

管内において道路標識、防護柵、区画線、道路情報収集提供装置等の整備を図ります。



23 号栗真小川町

道の駅において、モニター等の道路情報提供施設を用いた道路情報の提供や、パネル等を用いて道路整備効果や渋滞対策等の取組について情報発信を行います。



道の駅「関宿」

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/michinoeki/mi>)



道の駅「津かわげ」

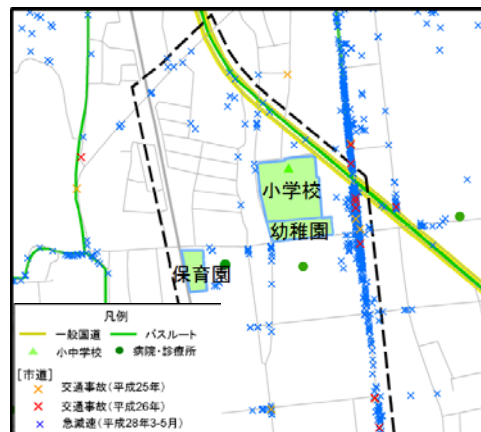
(<http://www.tsukawage.com/>)

○ 生活道路対策

生活道路での交通事故防止対策を進めるため、自動車の走行情報を集めたビッグデータ（ETC2.0 など<http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/etc2/katuyou.html>）を活用し、急ハンドルや急停車・急発進など、事故につながる可能性が高いとされる挙動データの分析を行い、管内自治体に対する技術支援及び地域との連携を推進します。



○時速 30km を越える走行車を分析



○生活道路の事故箇所を分析

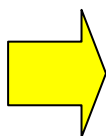
(2) 電線共同溝

電線類の地中化を図ることにより、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等が図られます。

○ 電柱類の地中化イメージ（四日市市諏訪町）



電線共同溝整備



1) 1号四日市日永地区電線共同溝

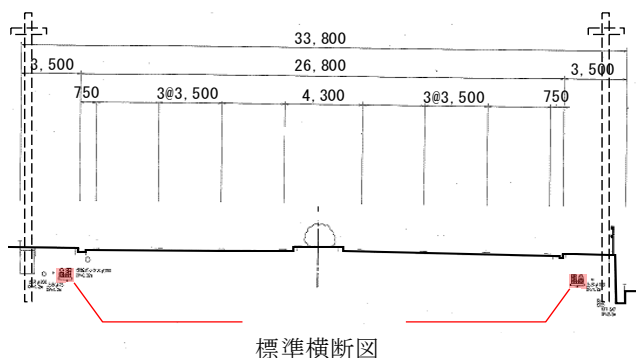
平成 16 年度に事業化(延長 L=2.3 km)しており、内延長 1.4km について今年度より工事に着手します。

2) 23号伊勢北電線共同溝

平成 21 年度に事業化(延長 L=5.0km)しており、内延長 2.8km について工事を実施します。



伊勢北電線共同溝整備予定箇所



3. 3 管理関係

(1) 管理区間の概要

管理区間は、次のとおりであり、その延長は 197.6Km です。

1) 管理担当区間

(単位：km)

路線名	路線の起終点		管 理 担 当 区 間			
	起点	終点	区間延長	出張所別内訳		
				四日市国道維持出張所	津国道維持出張所	
1	東京都中央区	大阪市	62.6	自：桑名市長島町 東殿名 (尾張大橋右岸) 至：亀山市 関町 坂下 (鈴鹿トンネル三重県側坑口) 北勢バイパス 自：三重郡朝日町 至：四日市市山之 一色町	62.6	
23	豊橋市	伊勢市	119.3	自：桑名郡木曾岬町 大字川先 (鍋田橋右岸) 至：四日市市中里町	21.3	自：四日市市中里町 至：伊勢市宇治今在家町 中勢道路 自：鈴鹿市野町 至：鈴鹿市御園町 自：津市河芸町 至：松阪市小津町
25	四日市市	大阪市	1.6	自：四日市市塩浜 至：四日市市大治田	1.6	
258	大垣市	桑名市	14.1	自：桑名市多度町柚井 (境高架橋三重県側橋台) 至：桑名市大字小貝須	14.1	
計			197.6		99.6	98.0

2) 雨量通行規制区間

箇所	区間	延長(km)	通行注意(mm)	通行止(mm)
鈴鹿峠	三重県亀山市 関町 沓掛 ～ 滋賀県甲賀市 土山町 山中	4.6	130	180

※通行注意・通行止めは連続雨量

3) 除雪優先区間

箇所	区間	延長(km)
鈴鹿峠	三重県亀山市 関町 沓掛 ～ 滋賀県甲賀市 土山町 山中	4.6

※除雪優先区間は、優先的な除雪に伴い通行止めが予定される区間

(2) 維持管理

1) 道路の日常管理と道路施設の老朽化対策

適正な道路インフラサービスを提供し、快適な道路環境を維持するため、1 号、23 号、25 号、258 号の日々の維持管理を実施しています。

また、安全・安心の確保を目指し、橋梁、法面等の道路施設について定期的な点検を実施し、必要に応じた維持修繕を実施します。



道路パトロール（巡視・巡回）



除 草 作 業



車道路面の舗装補修



応急作業の事故処理

2) 三重県道路インフラメンテナンス協議会

道路施設の老朽化対策として平成 25 年に道路法が改正され、全ての道路管理者は、橋梁・トンネル等について 5 年に 1 度近接目視で点検を行い、健全性を 4 段階で診断することが義務付けされました。

県内の全ての道路管理者で組織する三重県道路インフラメンテナンス協議会（平成 26 年 3 月設立）は、道路管理者等の相互の連絡調整や研修会等を通じて自治体への技術支援を実施しています。

三重河川国道事務所では、協議会の運営とともに橋梁点検や補修設計講習会等を開催して市町職員の技術力向上を図っています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/85735006280.htm>



協議会



点検研修会

3) 異常気象時等における通行規制等

大雨、大雪、地震、津波及び暴風雨などの異常気象時等において、土砂崩れ、倒木、積雪及び凍結などにより交通が危険な場合に、通行規制を実施します。

大規模災害時には、緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法により道路管理者が立ち往生車両等を強制的に移動することがあります。

道路利用者に対して、天候に応じて「不要不急の外出は控える」よう広報活動を進めています。

○事前雨量通行規制区間－国道1号（鈴鹿峠）－



自 亀山市関町大字沓掛
至 甲賀市土山町大字山中

延長 4.6Km

- ・ゲート等
沓掛（坂下）ゲート
土山ゲート
岩家観音地点 バリケード
- ・基準雨量
通行注意 連続雨量 130mm
通行止め 連続雨量 180mm
- ・雨量観測地点
亀山市関町坂下テレメータ
- ・目的 落石や法面崩落による被害防止
- ・迂回路
新名神高速道路
名神高速道路
名阪国道



大雨時の通行止め状況（沓掛ゲート）

○遮断機操作訓練

本格的な降雨シーズン到来を前に、国道1号鈴鹿峠の事前通行規制区間にて、現地対策班員となった職員を中心に、通行規制区間の沓掛ゲート及び土山ゲートの遮断機操作訓練を毎年実施しています。



平成 28 年 5 月 13 日 沓掛ゲート



平成 28 年 5 月 13 日 沓掛ゲート

4) 雪害対策

○機動的な除雪

冬期は、積雪及び凍結の危険があるため、CCTV カメラによる路面状況監視やパトロールにより路面状況を把握し、雪害対応車両や職員等を機動的に配置し除雪を行います。



プラウ付き薬剤散布車



グレーダーとロードショベルを併用した除雪



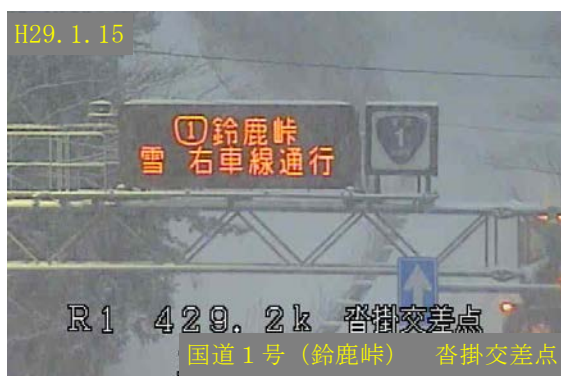
職員による凍結防止剤の手撒き



高圧洗浄機車載軽トラックによる始動支援

○大雪時の除雪車線の絞り込みと交通誘導

大雪の時には、除雪車線を絞り込んで集中的に除雪し、除雪した車線に一般交通を誘導することで、安全円滑な通行を確保します。



道路情報板による交通誘導



絞り込んだ車線の除雪

○冬装備装着に向けての啓発活動

冬期は、①「スタッドレスタイヤ等の冬装備を装着し、十分注意して走行すること」、
②「積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は、法令違反となること」を、三重県警察と連携して、チラシ、ポスター、立看板、横断幕及びラジオ放送などで周知します。
ホームページやモバイルサイトにおいて、冬期走行時の注意喚起を行ったり路面状況の静止画像を公開したりします。

○チラシ・ポスター



大手タイヤ販売店



道の駅「津かわげ」



教本と
チラシ



運転免許センター

10月1日から配布

○横断幕



○ホームページ

(スマホサイトを充実)



スマホサイト
QRコード



○立て看板

(ストーリー展開のある3種類の立て看板を設置)



11月末まで



12/24まで



12/25～

(3) 道路情報の提供・受信

1) 道路情報板や路側放送による道路情報の提供

道路利用者へ道路情報（工事や事故）を伝えるために、道路情報板や路側放送施設を設置し、リアルタイムで道路情報を提供しています。



道路情報板
(工事規制情報)

路側放送施設（ラジオ）		
1号	桑名市	380.90～383.00kp
1号	亀山市	417.60～419.82kp
23号	桑名郡木曾岬町	373.70～375.85kp

2) 津波専用簡易情報板を活用した津波避難

南海トラフ巨大地震等により大津波警報や津波警報が発令された場合に、道路利用者へ迅速に津波情報を提供できるよう、平成26年度に津波専用簡易情報板を12箇所設置し、運用を開始しています。



津波専用簡易情報板



<表示例>

3) 「#9910（道路緊急ダイヤル）」による道路情報の受信

道路利用者からの道路緊急情報を、「#9910」により収集し、迅速な対応に努めています。



(4) 許認可

1) 特殊車両の通行

特殊車両（一般制限値〔幅 2.5m、高さ 4.1m、長さ 12m、総重量 25t〔伊勢大橋では 20t〕〕を越える車両）は、道路構造の保全や交通安全の観点から、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可が必要です。

違反車両が道路を通行することがないように、特殊車両の指導取締り及び啓発活動を実施しています。



取締り風景



重量超過車両の減載措置状況

2) 道路の占用

道路法上の道路は、一般交通の用に供するために整備されており、それ以外の目的で道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用する場合には、道路法第 32 条に基づく道路占用許可が必要です。

道路管理者として、安全円滑な交通の確保を前提としつつ、占用物件の設置箇所や構造等が法令で定められた基準に合致しているかどうかの審査を行っています。

3) 乗り入れ口の設置

国道に乗り入れ口を設置するには、道路法 24 条に基づく道路工事施行承認が必要です。

道路管理者として、安全円滑な交通の確保を前提としつつ、乗り入れの場所や構造等が法令で定められた基準に合致しているかどうかの審査を行っています。

(5) 地域等との連携

ボランティアサポートプログラム（VSP）

道路の美化清掃に取り組む地域や企業の皆さんと協定（VSP）を締結し、皆さんと共に快適な道づくりを進めています。

平成 28 年度に 2 団体が新たに加わり、現在 5 団体が参加しています。

三重河川国道事務所では、参加団体を募集しています。お気軽に問い合わせ下さい。



ボランティアサポート活動状況

3. 4 調査関係

(1) 交通円滑化検討

地方自治体や公共交通事業者等と連携し、平成 24 年度に公表した主要渋滞箇所の対策を平成 28 年度に引き続き検討し、生産性向上につながるピンポイント渋滞対策を実施します。

また、三重県内の道路網の充実に向け、防災機能強化、産業活性化等を勘案した検討を行います。

ピンポイント渋滞対策「国道 23 号 北玉垣町～南玉垣町」

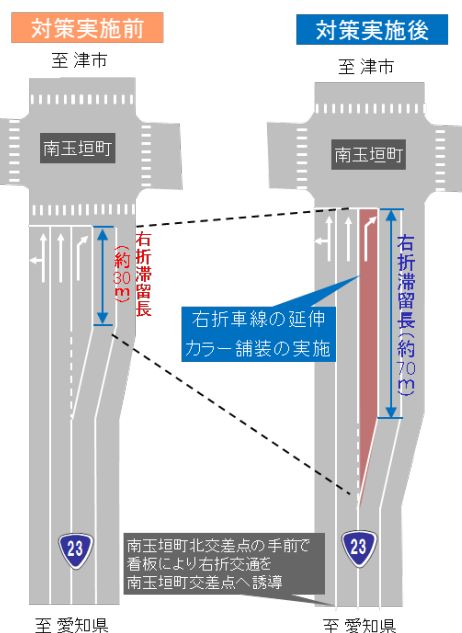
対 策：交通誘導及び右折レーンの延伸

対策方針：南玉垣町北交差点の右折車両により渋滞が発生

⇒南玉垣町交差点へ分散させ渋滞を緩和

誘導先の南玉垣町交差点で右折レーンを延伸

南玉垣町北交差点の
右折車両が滞留



(2) 観光地における交通需要マネジメントの推進

観光地における交通円滑化を推進するため、伊勢市において観光客の公共交通機関の利用促進やパーク&バスライドによる自動車流入対策、伊勢観光交通対策協議会の「らくらく伊勢もうで（HPアドレス：<http://rakurakuise.jp/>）」による各種情報提供を実施します。



国道 23 号を専用レーンとして活用

※所要時間は国道 23 号を利用した場合として、
伊勢 I C から内宮までをビッグデータより算出



らくらく伊勢もうで



QR コード

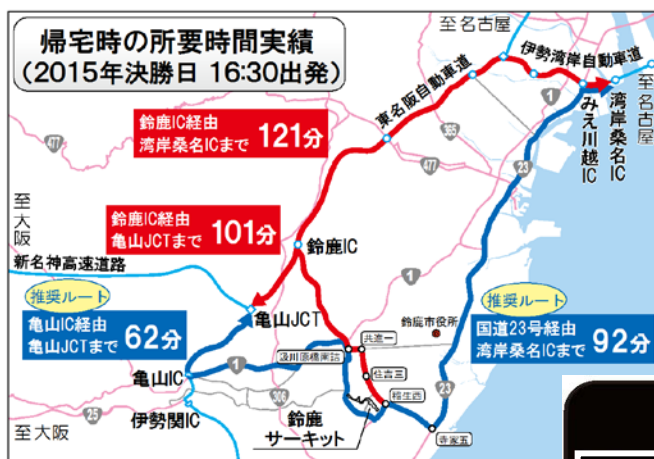
また、鈴鹿市において鈴鹿F1日本グランプリの開催時に、中勢道路を活用することでシャトルバスの定時性を確保し、公共交通へ転換を図るとともに、鈴鹿F1日本グランプリ活性化協議会の「SUZUKA21（HPアドレス：<http://suzuka21.com/>）」などによる観戦者の帰宅ルート、帰宅時間の分散を図る対策などの交通需要マネジメントを実施します。



中勢道路の一部をシャトル専用道として活用
出典：鈴鹿F1日本グランプリ活性化協議会資料



帰宅時の観戦者が集中するサーキット交差点 (2006 年)



帰宅が分散したレース終了直後のサーキット交差点

出典：鈴鹿F1日本グランプリ活性化協議会資料

関西方面 (鈴鹿サーキット→亀山JCT)

サーキット 出発時刻	鈴鹿IC経由 所要時間	亀山IC経由 所要時間
15:30	36分	32分
16:30	101分	62分
17:30	77分	51分

関東方面 (鈴鹿サーキット→湾岸桑名IC)

サーキット 出発時刻	鈴鹿IC経由 所要時間	みえ川越IC経由 所要時間
15:30	52分	49分
16:30	121分	92分
17:30	97分	113分

スマホでも
閲覧可能

出発時間
により
推奨ル
ートを変更



QRコード

SUZUKA21

出典：ETC2.0プローブ情報・民間プローブ

4. 災害への備え・防災への取組

国土交通省では、大規模自然災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、被災自治体に対して技術的な支援を円滑かつ迅速に行うことを目的とした「緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）」を平成20年4月より設置しています。当事務所職員にも任命された隊員がおり、広域的な支援に対しても備えています。

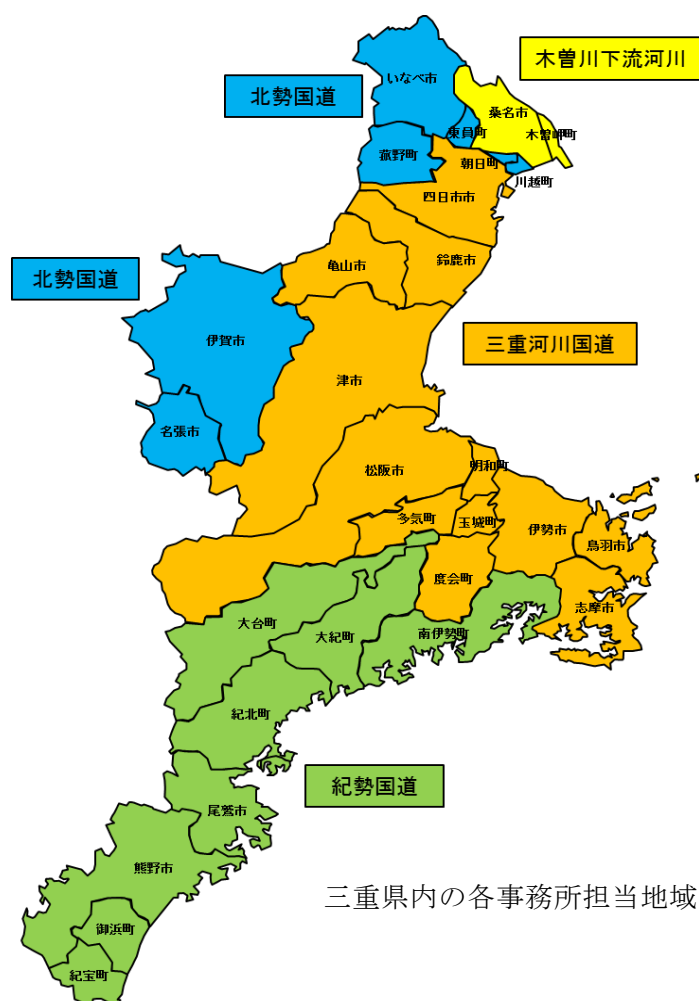
また、管内自治体で大きな被害が発生した場合、その自治体との連携を密接に図るため、リエゾン（情報連絡員）派遣に関する協定を締結し円滑な復旧につなげています。平常時は訓練、講習等を通じて普段から自治体との連絡体制の強化に努めています。

地域防災力向上に向けた取組～信頼に応える地域支援を目指して

（１）リエゾン（情報連絡員）派遣

災害時に中部地方整備局職員を連絡窓口として自治体に派遣し、中部地方整備局と自治体相互の情報共有、TEC－FORCEやヘリコプター・照明車・災害対策用機械等の自治体への応援派遣に係る調整等を行います。

なお、三重県内の各事務所における担当地域等は下記のとおりです。



○近年のリエゾン派遣実績

平成 28 年 台風 16 号関連 9 月 20 日 津 市・亀山市

平成 27 年 台風 18 号関連 9 月 9 日 伊勢市・鳥羽市



平成 28 年 9 月 20 日 台風 16 号
亀山市への派遣状況



平成 27 年 9 月 9 日 台風 18 号
鳥羽市への派遣状況

(2) 緊急時に活躍する災害対策用建設機械

1) 派遣要請について

国土交通省では、災害発生時の緊急対策及び復旧作業支援を目的とした「災害対策用建設機械」の配備、運用を行っています。

台風や豪雨等により、河川堤防や道路等の被害、またはその恐れがある場合には国土交通省の直轄管理区間に限らず、地方自治体の要請に基づき応援派遣を行うことができます。

2) 近年の自治体支援実績

平成 27 年 5 月 12 日 ～13 日	津市大新田排水機場	排水ポンプ車、照明車
平成 27 年 7 月 16 日 ～21 日	鈴鹿市渚排水機場	排水ポンプ車、照明車
平成 27 年 7 月 17 日	紀宝町竜光寺樋門	排水ポンプ車、照明車
平成 27 年 9 月 10 日 ～12 日	鳥羽市さくらが丘地区	照明車



平成 27 年 5 月 12 日～13 日 台風 6 号
津市大新田排水機場での排水ポンプ車支援



平成 27 年 9 月 10 日～12 日 台風 18 号
鳥羽市さくらが丘地区での照明車支援

(3) 自治体・地域・建設業協会と連携した防災訓練・啓発活動

風水害、土砂災害、地震等に対応した訓練を管内の自治体等と連携して実施しています。

また、防災講習等の災害に備えた啓発活動も行っています。



平成 28 年 6 月 5 日
鈴鹿市消防団水防講習会
(パネル・テキスト提供)



平成 28 年 7 月 1 2 日
三重ブロック災害対策用機械等操作訓練
(管内自治体職員等への操作訓練・講習を実施)



平成 28 年 8 月 6 日
大規模災害を想定した災害対応訓練
(三重県建設業協会と共催の訓練に参加)



平成 28 年 8 月 22 日
鳥羽市災害対策用機械等操作訓練
(市からの要請による操作訓練・講習を実施)



平成 28 年 9 月 11 日
四日市市民総ぐるみ防災訓練
(災害対策機械等の展示)



平成 28 年 10 月 2 日
亀山市総合防災訓練
(中部中学 3 年生へ「TEC-FORCE 等」についての講義及び災害対策機械等の展示)



平成 28 年 11 月 13 日
三重県・津市総合防災訓練
(防災関係パネル及び災害対策機械等の展示)



平成 29 年 1 月 30 日
三重県図上訓練
(リエゾンの立場で管理施設等の被害状況を提供)

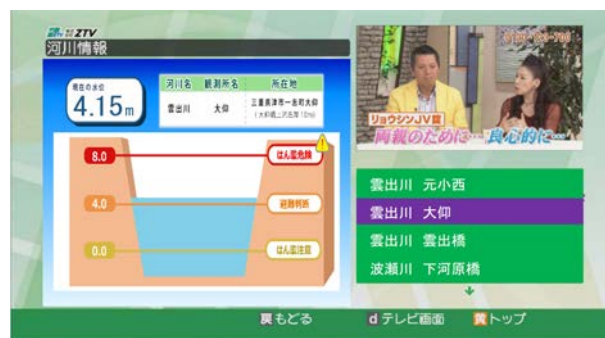


平成 28 年 11 月 27 日
尾鷲市巨大津波対処関係機関合同防災訓練
(訓練状況を衛星通信車を介して本部席へ映像配信)

(4) 防災情報の提供

災害に備えての気象状況を把握するため、雨量、水位計やCCTVカメラを整備し、ホームページ等にて地域住民に情報提供を行っています。また、CCTV映像については自治体やテレビ局にライブ映像の配信を行い、住民の避難に役立てています。

機	関
日本放送協会（NHK）津放送局	
三重テレビ放送（株）	
三重県ケーブルテレビ協議会	
（株）ZTV	



ケーブルテレビでの映像配信（ZTV）

(5) 国土交通省ハザードマップポータルサイト

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

各市町村が作成したハザードマップや、地図や空中写真に、浸水想定区域や道路情報、危険箇所などを重ねて閲覧することができるハザードマップのポータルサイトです。

○重ねるハザードマップ

<http://disaportal2.gsi.go.jp/>

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。

○わがまちハザードマップ

<http://disaportal.gsi.go.jp/index2.html>

全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。



ハザードマップ
ポータルサイト用
QRコード



表 紙 写 真

TEC-FORCE 出前講義（亀山市）	国道 23 号中勢道路 7 工区（鈴鹿市）
道の駅「津かわげ」（津市）	宮川さくら堤（伊勢市）

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>



三重河川国道事務所	〒514-8502	津市広明町297	TEL059(229)2211(代)
鈴 鹿 川 出 張 所	〒510-0874	四日市市河原田町1962-2	TEL059(345)5593
雲 出 川 出 張 所	〒514-1106	津市久居寺町1225-7	TEL059(255)2770
櫛 田 川 出 張 所	〒515-0205	松阪市豊原町1341-1	TEL0598(28)2265
宮 川 出 張 所	〒516-0008	伊勢市船江1-11-25	TEL0596(25)1018
鈴 鹿 国 道 出 張 所	〒510-0234	鈴鹿市江島本町39-8	TEL059(387)8470
四日市国道維持出張所	〒510-0885	四日市市日永4-1-16	TEL059(345)2516
津国道維持出張所	〒514-0002	津市島崎町315	TEL059(228)6990

※平成 29 年 4 月 1 日より鈴鹿出張所の名称が鈴鹿川出張所となりました。

2017.4 版